

2022年2月1日

株式会社 KADOKAWA

クラウドフレア社に対する訴訟提起について

株式会社 KADOKAWA（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：夏野剛）は、株式会社講談社、株式会社集英社、株式会社小学館とともに、国際的に活動するコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）事業者の一社であり、現在アクセス数の多い悪質海賊版サイトにサービスを提供しているクラウドフレア社（Cloudflare, Inc、本社：米国・カリフォルニア州サンフランシスコ）に対し、海賊版コンテンツの公衆送信・複製による著作権侵害行為の差止め及び著作権侵害に基づく損害賠償（各社1作品で、4作品の被害総額約56億円の一部である4億6000万円を請求するもの）を求める訴訟を、本日2月1日東京地方裁判所に提起しました。

クラウドフレア社は、アクセス数上位の悪質海賊版サイトに対し、世界各所に配置したキャッシュサーバーに海賊版サイトのコンテンツを一時的に複製（キャッシュ）することで、オリジンサーバーの負荷を軽減するとともに、ユーザーの最寄りのキャッシュサーバーからデータを配信し、海賊版サイトへの大量のアクセスを容易にするサービスを提供しています。当社を含む4社は、クラウドフレア社に対し、2018年以降、複数の悪質海賊版サイトが違法に蔵置している侵害コンテンツの公衆送信の停止、キャッシュの削除、契約更新の停止を求めてまいりましたが、同社からは、必要な措置を取ったとの回答があったものの、具体的な措置についての説明がないまま、今に至っております。対象の悪質海賊版サイトは、従前通りの通信速度を維持し活動を続けており、同社が効果的な対応を行ったと捉えることは困難です。専門家による技術的な検証によっても、対象の悪質海賊版サイトにおいて引き続き同社の CDN が利用され、コンテンツの複製と送信が行われている蓋然性が高いことが判明しています。注)

本訴訟を契機として、改めて出版に携わる企業として、拡大する海賊版サイトが犯している著作権者への権利侵害の実態、及びその違法性を認識しながらもサービスを提供するクラウドフレア社の行為が、いかに著作物の創作者が正当に受け取るべき経済的利益を棄損し、創作活動の持続性を失わせ、ひいてはそれを享受するユーザーの楽しみを減じていくかを訴え、法に則った正しい経済行為のなかで創作活動のさらなる発展に貢献してまいります。ユーザー、及び関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上

注) 総務省「[インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第6回）](#)」の資料によると、海賊版サイトの中には、月間1億を超えるアクセスを獲得し、多大な広告収入を得ている悪質なサイトが複数存在します。出版系デジタル作品に関わる著作権者、出版社、電子書籍流通事業者、インターネット関連事業者等の団体である一般社団法人 ABJ が、アクセス数の多い上位10の海賊版サイトで違法に読まれた漫画の小売り額を試算しており、その額は2021年の1年間だけで1兆円を超えています。そして上位10サイト中、多くの期間を通じて半数以上のサイトがクラウドフレア社の CDN を利用し、月間1億を超えるようなアクセスを可能にしています。

【本件に関する報道関係からのお問合せ先】

株式会社 KADOKAWA グループ経営企画局 広報部

E-mail : pr-dept@kadokawa.jp